1　船舶の要目
1.1　船名……
1.2　船舶番号又は信号符字……
1.3　船籍港……
1.4　総トン数……
1.5　建造日
1.5.1　建造契約が結ばれた日……
1.5.2　キールが据え付けられた日又は船舶が同様の建造段階に達した日……
1.5.3　引渡しが行われた日……
1.6　主要な改造（適用のある場合）
1.6.1　改造契約が結ばれた日……
1.6.2　改造が開始された日……
1.6.3　改造が完了した日……
1.7　不測の事由により引渡しが遅れたため、主管庁により第１規則28.1に定義する「1979年12月31日以前に引き渡された船舶」として容認された船舶　□
2　機関区域のビルジ及び燃料油タンクからの油の排出を制御するための設備（第16規則及び第14規則）
2.1　燃料油タンクへのバラスト水の積込み
2.1.1　通常の状況において燃料油タンクにバラスト水を積載することができる船舶　□
2.2　取り付けられている油除去装置の種類
2.2.1　油除去装置（15ppm）（第14規則６）　□
2.2.2　警報器及び自動停止装置付き油除去装置（15ppm）（第14規則７）　□
2.3　承認基準
2.3.1　油水分離器又は油除去装置決議
.1　決議Ａ393(X)に基づき承認されたもの　□
.2　決議ＭＥＰＣ60(33)に基づき承認されたもの　□
.3　決議ＭＥＰＣ107(49)に基づき承認されたもの　□
.4　決議Ａ233(VII)に基づき承認されたもの　□
.5　決議Ａ393(X)又はＡ233(VII)によらない国内基準に基づき承認されたもの　□
.6　承認されていないもの　□
2.3.2　油水附属処理装置は、決議Ａ444(XI)に基づき承認された。
2.3.3　油分濃度計
.1　決議Ａ393(X)に基づき承認されたもの　□
.2　決議ＭＥＰＣ60(33)に基づき承認されたもの　□
.3　決議ＭＥＰＣ107(49)に基づき承認されたもの　□
2.4　装置の最大処理量は、……毎時立方メートル
2.5　第14規則の免除
2.5.1　第14規則１又は２の要件は、同規則５の規定に従つてこの船舶について免除されている。
2.5.1.1　この船舶は、専ら特別海域……内の航海に従事している。　□
2.5.1.2　この船舶は、国際高速船安全コードに基づいて認証され、かつ、往復で二十四時間を超えない定期業務に従事している。　□
2.5.2　この船舶は、すべての油性ビルジ水の船内における完全な保留のため、貯留タンクを次のとおり備えている。　□

タンクの識別記号	タンクの配置		容積（立方メートル）
	フレーム（から）（まで）	横方向の位置	
			総容積……立方メートル

3　油性残留物（スラッジ）の保留及び処分のための方法(第12規則)並びにビルジ水貯留タンク(注)
3.1　この船舶は、油性残留物（スラッジ）タンクを次のとおり備えている。

タンクの識別記号	タンクの配置		容積（立方メートル）
	フレーム（から）（まで）	横方向の位置	
			総容積……立方メートル

3.2　スラッジ・タンク設備に加えて、油性残留物（スラッジ）の処分方法
3.2.1　油性残留物のための焼却炉の処理能力は、毎時……リットル□
3.2.2　油性残留物の焼却に適する補助ボイラー……□
3.2.3　油性残留物と燃料油とを混合するためのタンクの容量……立方メートル□
3.2.4　その他の受け入れることができる方法……□
3.3　この船舶は、油性ビルジ水貯留タンクの船内における保留のため、貯留タンクを次のとおり備えている。

タンクの識別記号	タンクの配置		容積（立方メートル）
	フレーム（から）（まで）	横方向の位置	
			総容積……立方メートル

注　ビルジ水貯留タンクは、条約によつて要求されておらず、3.3の規定に基づく表への記入は任意である。
4　標準排出連結具（第13規則）
4.1　この船舶は、第13規則の規定に適合する標準排出連結具を取り付けており、機関区域のビルジ及びスラッジを受入施設に排出するための管を備えている。　□
5　油汚染船内緊急計画又は海洋汚染船内緊急計画（第37規則）
5.1　この船舶は、第37規則の規定に適合する油汚染船内緊急計画を備えている。　□
5.2　この船舶は、第37規則３の規定に適合する海洋汚染船内緊急計画を備えている。　□